

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	住友化学株式会社
【英訳名】	SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水 戸 信 彰
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長水戸信彰は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社46社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会社間取引消去後の当該事業年度の予算売上収益の金額が高い拠点から合算していき、当該事業年度の連結予算売上収益の概ね2/3に達する金額的基準に加え、これまでの財務報告に係る内部統制の有効性評価の結果を踏まえ、各事業拠点についてリスク評価を行い、金額的及び質的観点の両面から総合的に重要性が高い10事業拠点、及び連結財務諸表への影響の重要性が高い持分法適用会社の1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。また、連結グループ内で税引前当期純損失を計上している子会社があることから、事業拠点の重要性を判断する指標として税引前当期純利益よりも売上収益の方が適していると判断しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、企業の収益獲得活動に関連する、売上収益、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目及び選定した重要な事業拠点に関わらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目やリスクが大きい取引を行っている事業又は業務が及ぼす財務報告への影響を勘案して、非金融資産の減損、繰延税金資産の評価などに関連する業務プロセスを個別に評価対象に追加しています。なお、追加した業務プロセスは、当該業務プロセスに関わる勘定科目の当社グループに占める割合が大きい事業拠点において評価対象としています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。